

【議員定数及び議員報酬について】

～これまでの調査・確認事項～

1 議員定数に関するこれまでの調査事項（確認事項）

（1）これまでの議員定数の推移

ア．平成17年3月合併前 124人

佐伯	上浦	弥生	本匠	宇目	直川	鶴見	米水津	蒲江	計
22	12	16	10	12	10	12	12	18	124

イ．平成17年3月3日合併時 定数44人

- ・市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定による定数特例を適用
- ・総定数は44人
- ・旧市町村の各区域ごとに選挙区を設ける。
- ・各選挙区ごとの定数

佐伯	上浦	弥生	本匠	宇目	直川	鶴見	米水津	蒲江	計
22	2	4	2	2	2	3	2	5	44

ウ．平成21年4月から 定数30人に削減（前回から14人減、選挙区の廃止）

エ．平成25年4月から 定数26人に削減（前回から4人減）

オ．平成29年4月から 定数25人に削減（前回から1人減）

【参考】議員定数に関する制度

市町村議会の議員定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定で当該市町村の人口規模に応じて、その上限が定められていた。しかし、平成23年8月1日に施行された同法の一部改正により、上限の規定が削除されたことに伴い、現在では、各市町村ごとにそれぞれの実状に即した形で条例で議員定数を定めることになっている。また、本市議会では、佐伯市議会基本条例において、議員定数に関する議案は議会が自ら提案することを基本にしている。

（2）過去の調査結果（合併以降3回）

➤第2期「議会改革等調査特別委員会（H21.9～H25.3）」の調査結果

■平成25年4月一般選挙から議員定数30人→26人とした際の結論

4 常任委員会×6人+2人=26人

(総務常任委員会7、建設常任委員会6、教育民生常任委員会7、経済産業常任委員会6)

委員会で討議できる最少人数6人で構成することを基本とし、これまでの委員会審査の状況を鑑み、総務常任委員会と教育民生常任委員会を1名増員すると結論付けている。

《全般的な考え方》

- ・委員会で討議できる最少人数を確保した上で、九州一広大な面積要件等を加味した26人が適当である。
- ・旧市町村単位に地域審議会がある中で、既に議員が出てない地域があり、合併以来、急激すぎる議員定数の削減は、市民に最も身近な議員としての役割が果たせず、住民意思の反映に支障を来すとともに、監視機能の低下を招くことは必至である。
- ・議会の使命の重要性に鑑みれば、議員定数は削減すべきではない。しかし、市民の意見や県下の状況を見れば、減らさざるを得ないのが実情である。

➤第3期「議会改革調査特別委員会（H27.11～H28.12）」の調査結果

■平成29年4月一般選挙から議員定数26人→25人とした際の結論

3 常任委員会×8人+1人=25人

議員定数の算定指標として、下記5つの指標をベースに議論を行う中、最終的には、委員会中心主義で議会運営を行っている本市議会の現状を考慮し、常任委員会を基準に議員定数を導き出した。また、現状の1委員会6人（4常任委員会）では審査上支障があるとの判断の下、8人の委員構成による3常任委員会の設置が望ましいことを確認するとともに、議長の委員会脱会、委員辞任を考慮すれば、3委員会中1委員会だけ9人の委員会構成とする議員定数25人が最善であるとし、委員会定数については、総務常任委員会9人、建設経済常任委員会8人、教育民生常任委員会8人とすると結論付けている。

※参考：議員定数に係る5つの算定指標

(ア) 常任委員会算定方式

1 常任委員会の委員数

(7人の場合) 7人×3常任委員会=21人 (+議長分=22人)

(8人の場合) 8人×3常任委員会=25人 (+議長分=25人)

(イ) 人口比例方式

$74,334人(住基人口) \div 3,196人(全国平均) = 23.3人 \approx 24人$

(ウ) 住民自治協議会方式（または小学校区方式）

19地区自治委員会 $\times 1人 = 19人$

28小学校区（大島、深島休校含む） $\times 1人 = 28人$

(エ) 面積人口方式（関西大学 林先生）

$14.78 + (0.0846 \times 74,334人) - (0.0000655 \times 74,344人 \times 74,344人) + (0.0061 \times 903\text{km}^2) = 26.2人 \approx 27人$

(オ) 八女市議会方式

$74,334人 \div 2,628人 = 28.3人 \approx 29人$

➤ 第4期「議員定数調査特別委員会（R2.9～R2.12）」の調査結果

■ 現状の25人が妥当であるとの結論

議会改革調査特別委員会（R2.6月最終報告）の調査終了後、改めて議員定数の見直しを示唆する意見が持ち上がる中、現在の議員定数について調査・検討することの提案が議長よりなされ、委員22人をもって組織する特別委員会を設置し、協議を開始した。調査に当たっては、議会基本条例の趣旨を踏まえ、市民アンケート（無作為抽出1000人）及び議会モニター（個人・団体）との意見交換会を通じ市民の意見聴取を行っている。

意見の全体的な傾向として、アンケート結果では、議員定数は「少なくてよい」とする意見が約5割と多かった一方、議会モニターの意見では、定員増の意見も含め、議員定数削減に否定的な意見の割合が多く、中には叱責に近い意見もいただき、内容についても議会（議員）本来の責務・役割、原点を再認識させられる結果となった。あわせて、そもそも論として、改選を間近に控えたこの時期に議員定数を議論することについて、多くの否定的・疑義的な意見もいただき、委員会としても重く受け止めざるを得ない結果となった。

これらの意見を下に、現状の25人が妥当なのか、また、見直すべき必要があるのか、委員間討議を重ねた。現状が妥当とする意見、削減すべきとする意見、双方の意見が出され、最終的に採決により「現状の25人が妥当」とする意見を委員会としての結論（ただし、「少数意見の留保」あり）とした。

なお、本特別委員会は、次期の議員定数については、現行の25人が妥当との検討結果をまとめたが、その結論に至った理由としては、その多くが4カ月後に改選を控えた今の時期に議員定数の見直しについて議論することへの懸

念、疑念によることの観点からであり、あわせて、改選後の早い時期に改めて議員定数の議論が必要であるとの意見も附随するものであった。

(3) 資料（関連データ等）の整理・収集 別紙6

これまでの議員定数の変遷状況や有権者数の推移はもとより、議員定数の検討に影響する要因としては、自治体の人口規模のみならず面積、財政規模、常任委員会等の議会構成も想定されることから、本市議会を含めた県内14市、全国類似団体について、関連データを整理するとともに、下記の項目についても基礎資料として整理・収集を行うこととした。

- ア 全国市議会議長会【市議会議員定数に関する調査結果（令和2年12月末）】
- イ 県内自治体及び全国類似団体の議員定数に関する状況
(人口・面積、令和3年度当初予算規模（一般会計、議会費とその構成比）、議員定数、人口一人当たり人口・面積・予算規模、常任委員会の設置数及び人数構成)
- ウ 有権者数の推移状況
- エ 委員会で討議できる最小人数の考え方
- オ 委員が複数の委員会にまたがる事例
- カ 定数に対し2減で運営した状況
- キ 佐伯市よりも広い面積を有する自治体の定数
- ク 定数と報酬をセットで検討した事例

(4) 議員定数に関する専門家(識者)の見解等

【専門家(識者)の見解】

- ア 隣町（類似自治体）との比較競争の時代ではない
- イ これからの佐伯市に本当に必要な議員定数を検討することが大事
- ウ 将来の予測のみでなく展望も大事（どのような姿になりたいのか）
- エ もっとも議会が大事にしたい事実・データ（事実前提）と展望（価値前提）を見出す
- オ 議員定数と議員報酬をセットで議論しない
(報酬を増やすから定数を減らそう…ではなく)
- カ 市民の意見を形成させることも重要
- キ 安易な議員定数削減は、議会力を低下させ、結局、住民自治を萎えさせることを強く意識する必要がある 等

【先進地議会における視点等】

ア 2つの視点から検討

- ・現在の定数で議会はどのような役割・機能を果しているのか
- ・議員定数が変化することで、議会の機能がどのようになるか

イ 議会の活動の中心となっているのは常任委員会

(常任委員会で十分に議論できる人数が必要、議員間討議の重要性)

ウ 少子高齢化や人口減少、財政状況の悪化は考慮するものの、広大な面積で多種多様な地域資源や自然環境、近年多発する自然災害等加味すると、大幅な削減は考えられない

エ 検討過程では住民との対話を重視 (ワールドカフェ形式による議会フォーラム等の例) 等

2 議員報酬に関するこれまでの調査内容 (確認事項)

(1) これまでの議員報酬の推移

佐伯市議会の議員報酬における過去の改定状況を調査したところ、市町村合併以前の旧佐伯市議会において、数年単位で報酬等審議会の答申を受け、増額改定をしてきていたが、平成8年12月定例会における改定で現在の金額となった。その後、市町村合併による合併協議会での協議を経て、新市にこの金額が引き継がれ、行政改革に伴う5.5パーセントのカット、近年の期末手当の改定はありながらも、実に26年間同じ金額のまま今日に至っている状況である。

議員報酬等の改正の変遷 (議会だよりより)

	昭和59年3月	改正時期不明	平成2年3月	改正時期不明	平成7年12月	平成8年12月	
議長報酬	310,000	346,000	360,000	421,000	427,000	434,000	以降現在に至る
副議長報酬	273,000	304,000	320,000	379,000	385,000	391,000	以降現在に至る
議員報酬	252,000	283,000	300,000	357,000	362,000	368,000	以降現在に至る
					報酬審の答申に基づき 1.41%	報酬審の答申等を考慮	

(2) 過去の調査結果 (合併以降2回)

➤第3期「議会改革調査特別委員会 (H27.11~H28.12)」の調査結果

【要旨】

議員報酬額については、県内及び全国類似団体の決算規模別、人口規模別議

員報酬額に加え景気動向指数、人事院勧告、消費者物価指数等を活用し調査していく中で、一般的に言われる議員自ら自分たちの報酬を決定することに対する「お手盛り」との批判も生じかねないとの見解もあることから、佐伯市の条例において第三者機関として設置が定められている「佐伯市議員報酬及び特別職給料審議会」において審議してはどうかとの意見が出され、改めて調査する中で、審議会において審議してもらうことも視野に入れ、その手続きについて調査した上で結論付けることとした。

【報酬審議会答申】

本市と同規模の県内他市に比べ若干少ないと見受けられるが、議員定数等と考慮する中で、現在の金額については適正であると判断した。(据え置くことが適切であるとの結論)

▶第4期「議会改革調査特別委員会（H30.12～R2.6）」の調査結果

【要旨】

議員報酬額について、7つの議員報酬算定の基準方式（株式会社地方議会総合研究所／廣瀬和彦氏提示）のうち、算出可能な4つの方式を中心に佐伯市議会の数値を当てはめ、議員報酬額を試算したところ、現状の議員報酬に対し、ほぼ増額を示す数値が確認された。

その上で、現在の佐伯市議会の議員報酬の額は適正ではないと判断し、7つの議員報酬算定の基準方式のうち、佐伯市と類似する団体との比較で算定される「比較方式」を適正な算出方法として採用し、この比較方式による九州人口規模類似団体の示す議員報酬（議長報酬456,000円、副議長報酬404,000円、議員報酬380,000円）、同じく全国決算規模類似団体の示す議員報酬（議長報酬509,000円、副議長報酬450,000円、議員報酬421,000円）及び全国人口規模類似団体の示す議員報酬（議長報酬476,000円、副議長報酬420,000円、議員報酬391,000円）の3つを本特別委員会として適正な議員報酬額の基準とした。これらの適正な議員報酬額の基準について、第三者機関に諮り、客観的な視点による審議に委ねるべきとし、佐伯市議員報酬及び特別職給料審議会に対し、その調査資料とともに提示し、審議を依頼することと決定した。

【報酬審議会答申】

23年間もの長期にわたり報酬額の改定がなされていないこと、同規模の県

内他市と比較しても若干少ないと見受けられることから増額改定の必要性も理解できるものの、議員定数等の改革が不明確であること、新たな行財政改革に取り組みなければならない本市の厳しい財政状況や地域経済の現状、市民感情等を総合的に勘案した結果、議員報酬は現時点での改定は行わず、据え置くことが適当との結論に至った。

(3) 資料（関連データ等）の整理・収集 別紙6

議員報酬の検討に当たっては、過去の検討経緯の資料とあわせて下記の項目についても基礎資料として整理することとした。

- ア 定数と報酬をセットで検討した例（再掲）
- イ 県議会議員の報酬で最高額と最低額
- ウ 民間の交通費に関する資料
- エ 人勧の推移（最新版）／平成8年度以降
- オ 市長の報酬の推移
- カ 正副委員長手当の他市の状況
- キ 期末手当の反映時期と理由

(4) 議員報酬に関する専門家（識者）の見解等

【専門家（識者）の見解】

- ア 議員報酬は減額、停滞から増額に向かう議論が広がりつつある
- イ 議員報酬を考える意義とは
 - ・新たな地方議会の条件
 - ・議員のなり手不足の打開策の一つ
 - ・コロナ禍への対応
- ウ 議員の活動量と長の活動量を比較し、長の給料を参考に議員報酬の水準を考える（比較対象は市職員ではなく首長給料であるべき）
 - ・新たな原価方式の妥当性
- エ 議員の活動量について
 - ・議会改革（監視力・政策提言の向上／地域・住民との連携強化）を進めれば活動量は増える
 - ・単に活動量を増やすのではなく、その内容が問われる
 - ・活動量とその内容を住民に説明し理解を得ることが重要
- オ 議員定数と議員報酬をセットで議論することの是非

(報酬を増やすから定数を減らそうではなく…)

等

【先進地議会における視点等】

- ア 議員報酬は、地方自治法で規定され、議員の職務遂行に対する役務の対価
 - イ 役務の内容を定性及び定量の両面から明らかにする必要
 - ウ 議員個々で年間の活動量を把握し、各活動の平均時間を算定（議会・議員の活動量からの算出）
 - エ 類似の地方自治体議会との比較
 - オ 今後の議員の「なり手不足」を考慮した場合、職務遂行日数からして常勤職員（市職員）との比較も検討すべき
 - カ 今後、市民ニーズが多様化・複雑化する状況を考慮すると、議員の活動は拡大する一方
 - キ 若い方や世代など幅広い世代から立候補できるような環境が必要とされている
- 等